

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

3番 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 3番加藤智恵子です。

まず、認知症についてお伺いします。

令和5年6月14日、共生社会の実現を推進するための認知症基本法が制定されました。都道府県と市町村には認知症施策推進計画の策定の努力義務を課すとともに、基本的施策として、認知症の人に関する国民の理解の増進、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、認知症の人の社会参加の機会の確保、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護、保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備、相談体制の整備、研究等の推進、認知症の予防等を規定している。

今後の高齢化に伴い、本県の65歳以上の高齢者における認知症の有病率は、令和7年には20.1%になると推測されています。

そこで、本村でも認知症の早期発見、早期診断、早期対応ができるようにするために、射水市が行っているような認知機能検診を実施するお考えはないでしょうか。ぜひ取り入れていただきたいと思います。

検診の内容は、認知機能テスト、15分程度の聞き取り、あと血液検査、医師が必要と認めた方の検査をしております。血液検査は、現在の体の状態を数値で見ることができる検査です。例えば糖尿病であればA1cとか空腹時血糖とか、そういうのを見る。そして、それを定期的に取りることによって、徐々に悪くなっていくとか、その辺が分かる検査で、そういう検査を三、四年前から実施されており、実績を上げておられます。

自覚症状が出る前に体の中で起こっている変化が分かる検査というのは、だんだん自分が認知症に近づいているなと思った時点でいろんな対応ができるわけで、長谷川式スケールを考案された先生も実際に認知症になっていかれて、認知症になっても仕事ができたり、そうでなかったり、病気と一緒にいろんなことをしておられて、最終的には。そして、いろんな仕事の中では、2冊、自分が認知症になって初めて認知症のことが分かったと本にも書いておられますし、NHKラジオの深夜番組によく出ておられました。

そういうことで、前回も一度、認知症の血液検査をぜひしていただきたいと申し上げましたが、再度、できれば、25年には5人に1人の人が認知症になるわけで、早くしておきたいなと思います。

その早くという意味で、認知症条例をつくってほしいかなと思います。認知症というのはとかく、少し前までは、公表するのさえはばかれるような、「認知症は」という軽蔑を込めた部分があったと思うんですけども、そうではなくて、認知症を患っている患者さんご自身とご家族が一緒になっていろいろな施策、そして条例も考えていただけたらいいなと切に思っています。

次、熱中症予防についてお話しさせていただきます。

今年は猛暑が非常に多く、連日熱中症アラートが発令され、高齢者が熱中症で救急搬送されたとニュースで報道されました。高齢者は体温調節が働きにくく、室温が高くても気づかなく、それが原因で救急搬送されることが多いと考えられています。

ちなみに、舟橋分遣所のデータによると、令和3年は1件で、15歳の方が1件。令和4年は0件で、ありませんでした。今年令和5年に入りまして救急搬送された方は、舟橋村内では2件、80歳の方1人、22歳の方1人でした。それと、あと、富山県内で今年5月から先月末までに熱中症の症状で救急搬送された人の数は、去年を190人上回る708人で、同じ期間で統計を取り始めた2015年以降、最も多くなりました。

そこで、室温を感じなくても温度が数字で分かるように、高齢の独り暮らしや高齢のご夫婦2人暮らしの世帯で、希望される方には、村からデジタル体温計をプレゼントされることを提案します。どうぞよろしくお願いします。

また、8月8日に、熱中症に関する要望書を提出させていただきましたが、早速その後、クーリングシェルターとして舟橋会館が開放されました。そして、8月10日には役場のホームページに記載されていましたが、記載方法というか、周知の仕方が、なかなか村民の皆さんには届いていなかった印象を受けています。

それで、せっかくされたんですけども、利用者は何人ぐらいおられたのでしょうか。

初めての試みだったので課題も多くあったことと思います。もう9月になりましたけども、今後に生かすために、見つかった課題と対策があれば教えていただきたいと思えます。

熱中症というのは、症状が出てから短時間で死亡に至る、とても怖い病気ではありますので、ぜひいろいろな対策をお願いしたいと思えます。

次は、舟橋会館の利用料金とエレベーターの設置についてです。

舟橋会館は舟橋村の公民館として捉えることができると考えています。昭和24年6月に公民館を規定した社会教育法が制定され、20条には、公民館は単なる貸し館的な

施設ではなく、地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図るための総合的な社会教育施設であり、またその運営は、地域の人々の生活に根差して、地域社会が主人公となって行われるべきとされ、その意味では、住民自治や住民主体の機能と性格を持った施設とも言えます。

国立教育政策研究所「公民館に関する基礎資料」の公民館運営の手引に、今日の公民館活動の目的、公民館に課せられている役割、機能として、地域の連帯感を醸成し、学校などの関係機関、団体、サークル等と連携して、地域に根差した公民館活動の展開が期待されていますと記載されています。

そこで、舟橋会館が、各年代の村民がいつでも自由に気軽に集い、交流できるような利用ができるようにするために、利用料金は無料にするのがよいと思います。そして、そこでは各年代の人が自由に集って、eスポーツ、卓球、囲碁、将棋、ピアノ、あやとり、お絵かき、遊具、トランプ、茶道、書道、すごろく、健康マージャンなど、ゲーム、おしゃべり、カラオケ、音楽鑑賞、その他、相撲とか高校野球などは、みんなで集まって一緒に舟橋会館で見るなどされたらいいのではないかと思います。

また、認知症・介護予防の意味でも、百歳体操、散歩等は、そのときに集まっていた方たちの乗り、特に細かいことはあまり決めないで、自由に自分たちでいろんなやることを決めていくのがいいのかなと考えております。

また、先ほども出ましたが、舟橋会館に集うための移動手段がない方への配慮や多くの高齢者の参加を促すためにも、エレベーターの設置は必須だと思います。当局のお考えをお聞かせください。お願いします。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 今ほど、3番加藤議員のご質問にご答弁をさせていただきます。

それでは、大きく区切りまして、まずは認知症についてのご質問にお答えをさせていただきます。

認知機能検診については、認知症の有症率の増加が強く見込まれている現状を踏まえ、当村においても検診の推進や助成の検討を図りたいと考えております。

なお、現在の舟橋村の認知症対策の基本的な考え方は、「認知症になっても住み続けられる村」と定めております。そのための環境整備に注力をしておるところであります。

認知症は生活習慣病の一つと言われるようになり、65歳以上の5人に1人は認知症またはMCI（軽度認知障害）である可能性が高いです。そのため、年齢を重ねたら認

知症は当たり前と捉え、相手を尊重し自然な対応ができるようになることで、暮らしやすいコミュニティの醸成を図っております。

そのためには、本人、家族だけではなく、地域に認知症を理解し、自然に見守ることができる住民を増やしていく必要があります。各地区や団体に対し、認知症サポーター養成講座を実施しており、今年度、役場の全職員、私も含め受講し、サポーターとなりました。

さらに、環境づくりとして舟橋村認知症高齢者等徘徊SOSネットワーク事業を実施し、登録された方が行方不明になった際には、関係者が協力して捜す制度のほか、徘徊時に個人を特定する見守りシール事業を実施しております。これについては、上市町と立山町さんも共同で進めております。

また、希望する登録者においては、故意ではない事故を起こした場合の補償のため、舟橋村認知症高齢者等個人賠償責任保険事業に加入することもできるようにしております。

相談体制の一環としては、サポーター養成講座の次に受けるステップアップ養成講座の受講者の方で住民有志が、チームオレンジとして7月から月1回舟橋会館で「おれんじカフェ いこいの場」を実施しております。その場に地域包括支援センター所属の認知症地域支援推進員が参加し、相談会も行っております。もちろん随時の相談にも対応しております。今後はそういった情報を発信していくことが重要と考えております。

続いて、認知症施策に関する条例について、質問にお答えをさせていただきます。

認知症施策に関する条例については、地方自治研究機構のホームページによりますと、8月30日現在、全国で21の自治体で制定がなされております。

先ほど答弁したとおり、現在当村では「認知症になっても住み続けられる村」を念頭に対策を進めております。そのような対策を進めていく上で条例化する必要があれば、もちろん検討を進めてまいりたいと考えておりますが、安易な条例制定よりも、その前段に宣言等もあってよいのではないかと思案しております。

すべからく認知症について村民の皆様のご理解を図ることは継続し、今後も議員各位のご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

そして、高齢者に対する熱中症対策のご質問にお答えをさせていただきます。

9月に入りましてようやく暑さも和らいでいるように感じておりますが、本年は大変暑い夏でありました。富山気象台の発表によりますと、本年の猛暑日は28日間を記録

したとありました。同時にお隣の富山市では観測史上初めて8月の平均気温が30.5度と30度を上回ったという報道もございました。

この異常気象とも呼べる気象状況は、来年も同様になるということを念頭に熱中症対策を進める必要があると考えております。

とりわけ高齢者の方々についてですが、今ほどご指摘をいただいたとおり、体温調節の機能低下はもとより、周囲の環境を鋭敏に認識する能力も低下していることも念頭にしておくべきものと考えております。第三者の方がいかに注意喚起を行ったとしても、自身の感覚を過信するがあまり、気づいたときには熱中症になってしまうことが容易に想定され、客観的に危険度を示す用具が高齢者の方々には必要であると認識しております。

以上を踏まえ、ご提案の熱中症指数計の配布につきましては、既に来年度の対策の一つとして担当課のほうへ諸々の調査を依頼しており、前向きに検討を進めたいと考えております。

続きまして、クーリングシェルターについてのご質問にお答えをさせていただきます。

本年、舟橋村のホームページ上においては、8月10日に、舟橋会館の一部をクーリングシェルターとして開放させていただき、告知を行いました。対しまして、その旨の目的で会館を利用された方はいなかったと報告を受けております。

ですので、検証を行っていないという点においては、答弁として不適切ではありますが、あくまで考察の域を脱していないという前提でご答弁をさせていただきます。

利用につながらなかった要因としては、急遽の実施であったので告知が不足していたことがまず理由に挙げられると考えます。告知がホームページ上のみにとどまったことや、その前段として会館の利用者の多くの方は、ホームページを見て利用されるという方の割合が低いと聞いておりますことから、利用につながらなかったものと考えております。その一方で、クーリングシェルターがあるからといって、暑い中の外出までして利用を検討されなかったということもあるかもしれません。

そのほか、施設側の問題としては、今回は浴場の奥側の和室を利用場所として設定いたしましたが、入浴後の休憩や食事で利用されている方と涼みに来られた方との利用目的の差異についても、適切なのかという疑問もございました。

以上を踏まえて、来年以降も実施するのであれば、検討を深める必要を感じております。

以上が考察の範囲での課題というふうに認識しており、今後も議員各位のご理解のほどをよろしくお願い申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 教育長 土田 聡君。

○教育長（土田 聡君） それでは、私のほうから、3番加藤議員のご質問のうち、舟橋会館に関するご質問について答弁いたしたいと思います。

最初のご質問、小中学生の利用料金のことについてですが、お風呂の利用など利用形態にもよりますが、現在も村内在住の小中学生は料金を徴収しておりません。ホールで卓球等を使用しても無料となっております。

また、舟橋会館の利用料金は現在見直しを図っておりますので、新たな料金体系ができましたら、お知らせをしたいと思います。

次に、高齢者の居場所づくりに、村民が自由に利用できるようにするというご質問でございますが、先ほどお話がありましたように、今年度、クーリングシェルターとしてお風呂場の奥の休憩所を開放いたしました。

今回は夏場のクーリングシェルターとしての利用にとどまりましたが、これを機会と捉えまして、高齢者の方の集いの場として、年間を通して開放することなどを、先ほど村長もお話ししたと思いますが、検討してまいりたいというふうに思います。

また、ロビーは無料で利用できますので、ソファなどできつろぐことができます。

このような会館の利用については、毎月発行しております舟橋会館だよりなどで広報していきたいというふうに考えております。

次に、障害のある方や高齢者の方が利用できるエレベーター等の設置に関する質問でございますが、以前からエレベーター等の設置に関する要望が出ていることは承知してございます。以前にも階段に設置できます昇降機について検討いたしました。費用対効果の面等も踏まえ、設置しないという結論に至っております。

エレベーターの設置に関しましては、建物の構造上、難しいと考えられます。

現在、車椅子ごと階段を移動できる機器が開発されており、導入の工事も必要もなく、導入費用もそれほどかかりませんので、まずはその機器の導入を検討してまいりたいというふうに思います。

次に、eスポーツの利用に関しての質問にお答えいたします。

eスポーツのシステムの導入は生活環境課のほうで行っており、舟橋会館にその機材が設置されております。7月には、お試しの日を設けて村民の皆さんに体験していただ

きました。

今後は、今月の26日から毎週火曜日、14時から15時半は一般に、15時半から17時は小中学生、子どもに開放し、「みんなの遊び場 駄菓子屋さくらんぼ」が運営を行っていくという予定になっております。

常時の利用については、利用状況、機器の使用状況などを見まして、検討してまいりたいというふうに思います。

最後に、定期的なピアノの開放についてですが、舟橋会館にはホールステージ上にグランドピアノが設置されており、練習での使用には2時間300円で一般利用できるようになっております。

議員お尋ねのストリートピアノのような利用となりますと、ロビーのほうに設置することになりますが、グランドピアノの移動には移動費用と調律の費用がかかってまいりますので、定期的にロビーで開放することは難しいかと考えます。

ただ、2月に行います村の小さな音楽会の折にはロビーに移動させておりますので、その前後、開催前後には一般の方々が利用できるというふうになっております。これは当然無料で利用できるというふうになっております。

また、新たに購入することは難しいのですが、スタンドピアノ等の寄贈があれば、ロビーへの常時設置が可能となりますので、もしそのような方がおられましたら、お知らせをいただければありがたいというふうに思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（前原英石君） 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 今ほどは、すばらしい答弁、ありがとうございました。大体は質問にお答えいただくような内容、それ以上のものがあつたかなと思っています。

それと、新オレンジプランに関しても、認知症の方が主役というか、ごく普通に認知症もあるよねという程度のことがまだまだ認知されてない部分が多いので、サポーター養成とか、そういうのもあって、もっとそういうのが浸透していったらいいかなと思っています。

あと、オレンジプランの中にも子どもたちへの教育というのがありまして、私のごく身近な方が、お母さんが認知症で娘さんがいつも見ておられたんですけども、キーパーソンとなる娘さんがちょっと出かけた隙に、お母さんが外に出られて倒れられたそうなんです。そしたら、それを中学生の男子生徒が見つけて、慌てずにちゃんと、あ、この

人はあそこのうちのおばあちゃんだよねって感じで連れてきてくれたそうなんです。それで、話しかけるときの後ろから話しかけたら駄目だって学校で習ったから、前を向いて、腰を低くしてというような感じで、それをちゃんと実践してくれて、何て……。これからはこういうのが増えるといいなと思った次第です。

子どもたちは素直なので、これからそういう子たちが、認知症かなと思ったときもちゃんと判断して。

私の住んでいます近くで、明らかに認知症の方という人が見受けられたことがあったんですね。そのときに周りじゅうがパニックになって通報、じゃんじゃん電話がかかってきたそうなんですよ。

そして、今、これからの村の施策、社協さんが中心になってしていただける施策をとっても期待して、一村民としてうれしく伺った次第です。

それと、公民館は、ご存じかもしれませんが、上市町立の公民館は、すばらしい学習会館みたいな感じで、無料で開放されているんですね。

いろいろあるとは思いますが、やっぱり、ただ現実的には自由に使っている方のほうが多そうなので、まあその辺はいいかなと思うんですけども、値段表を立山町と舟橋村と比較したとき、それと無料のが上市町にあるとなると、どうしても気軽に村にも足を運んでいただけないのかなと思ったりするものですから、また今見直されているということなので、ぜひ利用しやすい会館にさせていただけたらありがたいと思っています。

以上です。ありがとうございました。